

第3回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成29年6月9日(金) 午前10時から午前11時30分

2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室

3. 出席委員 (20名)

持山 幸 会長	平田 委員
平山 正行 会長代理	北村 博美 委員
井上 治康 委員	上田 忠夫 委員
北・康 委員	行武 明 委員
岡部 貢 委員 (欠席)	矢野 榮 委員
倉掛 正則 委員	藤井 貢 委員
平山 雅章 委員	八尋 幸 委員
川上 富男 委員	下村 喜美子 委員
山本 政明 委員	行武 勇吉 委員
山口 弘行 委員	池松 和義 委員
メ野 江 委員	

4. 付議事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 経営主変更承認届について

議案第1号 平成29年6月期農用地利用集積計画の審議について

議案第2号 農地改良行為届について

議案第3号 農地の転用に係る届出書について

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について(農委会処分)

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第7号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について

その他

5. 議事録署名人に指名された委員の氏名

上田 忠夫 委員、 行武 明 委員

6. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 林田 真弓

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ただ今から、平成29年度第3回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。</p> <p>なお、4番 岡部委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は委員定数21名の過半数を超えておりますので総会は成立しております。</p> <p>それでは、農業委員憲章を全員で読み上げたいと思いますので、ご起立の程よろしくお願い致します。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p>
事務局	<p>ご着席をお願いします。</p> <p>次第2、会長挨拶でございます。会長よろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>議事録署名人の指名を致します。14番 上田委員と15番 行武・明委員にお願いを致します。</p>
事務局	<p>よろしくお願い致します。それでは次第4付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>それでは、付議事項にはいります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお開き下さい。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～番号8を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申し上げます。</p>
議 長	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされる方は挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願い致します。</p> <p>それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書3ページをお開きください。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。</p>

	<p>(報告第2号 番号1～番号4を読み上げる)</p> <p>以上ご報告申し上げます。</p>
事務局	<p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。 議案第1号 平成29年6月期農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書5ページをお開きください。 議案第1号 平成29年6月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。</p>
	<p>(議案第1号を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。</p>
議長	<p>議案第1号 平成29年6月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はありませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移ります。 議案第1号に賛成の方は挙手をお願い致します。</p>
	<p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第1号は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第2号 農地改良行為届についての番号1について、事務局から説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書9ページをお開きください。 議案第2号 農地改良行為届について 上記について、次のとおり提出する。 本日付 会長名でございます。理由 農地改良行為届が提出されたので、審議を求める。</p>
	<p>(番号1を読み上げる)</p>
事務局	<p>以上ご提案申し上げます。</p>
議長	<p>議案第2号 農地改良行為届についての番号1について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p>
17番	<p>今度、盛土をされるんですか？それとも、施工してあるんですか。</p>
事務局	<p>計画で頂いていますので、来年ということで判断しておりますが、担当委員さん、いかがで</p>

	<p>しょうか。</p> <p>説明いたします。届出人は3ha ぐらい田を耕作してありますが、今まで苗をおいていた所の持ち主の方が返してくれとのことで、苗置場を探していたんですが、近くの方の方が田を購入してもらえないだろうかと話があり、そこを苗置場として購入されました。一部を苗置場として利用したい為、地上げしたいと相談がありました。</p>
13番	
議長	<p>17番、よろしいでしょうか。</p> <p>他に質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第2号の番号1に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第2号の番号1は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。</p> <p>議案第3号 農地の転用に係る届出書についての番号1について、事務局から説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書10ページをお開きください。</p> <p>議案第3号 農地の転用に係る届出書について 上記について、次のとおり提出する。</p> <p>本日付 会長名でございます。理由 農地の転用に係る届出書が提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p>
事務局	<p>補足事項の説明をいたします。</p> <p>位置図の5ページをご覧ください。</p> <p>届出者は畑嶋地区において経営しておりますが、農機具の収納の場所が不足しているため、自宅前の農地556㎡のうち195㎡を倉庫及び農機具置場として整備し、農作業の効率向上のための転用計画となっております。</p> <p>また、污水排水処理、近傍農地の日照、通風、通作等及び人家への臭気対策等、被害防除計画についても、添付書類、及び現地を確認し支障がないことと思われます。</p> <p>なお、農地法施行規則第32条第1項第1号の農地の転用の制限の例外により、申請地は200㎡未満の敷地であることから転用許可不要として農業委員会の承認を求めるものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>議案第3号 農地の転用に係る届出書についての番号1について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第3号は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。</p>

事務局	<p>議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願い致します。</p> <p>議案書1 1ページをお開き下さい。</p> <p>議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図8ページをご覧ください。</p> <p>次に審査基準につきましては、1 2ページの調査書 番号1をご覧ください。</p> <p>(番号2を読み上げる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図9ページをご覧ください</p> <p>次に審査基準につきましては、1 2ページの調査書 番号2をご覧ください。</p> <p>以上 ご提案申しあげます</p>
議長	<p>議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について番号1と番号2について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p>
1 4 番	<p>意味がよくわからないので担当委員より説明をお願いします。</p>
2 0 番	<p>番号1の譲渡人の経営者の方がハウスを建てたいが、自分のところの田んぼでは都合が悪いので2番の譲渡人の所有の田んぼと無償で交換しますとのこと。</p>
事務局	<p>補足させていただきます。どちらも所有者と経営主が違いますが、同じ農業経営世帯ですので、税金がかからない、所有者同士の交換で申請するのが一番いいだろうという事で、相続の時にきれいにしたいという風に聞いています。以上です。</p>
議長	<p>他に質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第4号の番号1、番号2に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第4号の番号1、番号2は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。</p> <p>議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1について審議にはいります。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書1 3ページをお開きください。</p> <p>議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 4条知事許可分 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第4条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第7条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p>

事務局	<p>(番号1を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 申請人は自宅に隣接する申請地373.88㎡に貸家住宅2戸を建築し家賃収入を得る計画での転用申請です。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきまして申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
16番	<p>土地は狭く、田となっていますが、畑として使用していたんですが、作れなくなったので、埋め立てて借家を建てたいとのことで申請がでております。</p>
議長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>この申請地の裏に農地があるんですが、水利等について、この申請地が宅地になっても耕作等には支障がないです。取り付け道路についても関係はありませんので、承認しても問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。 (質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第5号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)</p>
議長	<p>議案第5号の番号1は、全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>議案書14ページをお開きください。 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付会長名でございます。 理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求め。 (番号1を読み上げる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は現在、アパート住まいですが、現在の住居では手狭であることから、申請地を購入して住宅と車庫を建築するための転用申請です。また、申請人は自動車販売業を営んでおり、販売車両の一部を自宅敷地内に置くことがあることから、敷地内に車庫を建設する計画となっています。建物は、木造2階建て建築面積63.76㎡の住宅を建設される計画です。尚、他の法令の許可申請はありません。</p>

	<p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、山隈駅を中心に、半径500m以内の区域内の農地であることから、農地の区分は第2種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
7 番	<p>現場は両サイドに民家が建っていて、申請地の畑があいているので、今回申請が出ています。周りが住宅地ですので、横の方から上水はとって、下の方に排水は出します。山隈地区ですが、水利委員、区長さんから承諾を得ていますので、私も了解を致しております。以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>申請地の両側が民家でここだけが畑として残っています。承認しても問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第6号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第6号の番号1は、全員賛成にて可決を致します。</p> <p>次にまいります。議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号2について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>(番号2を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は、依井〇〇-〇において自動車小売業を営んでおり、販売車輛の駐車場を自宅から約100m離れている場所に借りていますが、盗難防止および利便性の向上の為に自宅傍に駐車場を整備し利用する目的での転用申請です。計画の車両台数は29台を予定しています。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号2について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
16番	<p>車を置く所がないという事で、申請地を借りて自宅前に置くために申請が出ています。水利委員も区長も承諾していますので、許可しています。以上です。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>

会長代理	申請地は、周りを住宅に囲まれています。裏の方に1か所小さい農地があるんですが、現在畑ですので、水利その他については農地とつながりがありません。取付道路についてもありませんので、承認しても問題はないと判断しました。以上です。
議長	それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。 (質問なし)
議長	ないようですので、採決に移ります。 議案第6号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議長	議案第6号の番号2は、全員賛成にて可決を致します。 次にまいります。議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号3について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	(番号3を読み上げる) 引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は、現在借家住まいですが、譲渡人から申請地を購入して自己用住宅を建築し居住するための転用申請です。建物としましては、木造2階建て、建築面積176.78㎡の住宅を建設する計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、東側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。
議長	議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号3について、事務局の説明が終わりました。現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。
20番	上下水道も通っており、住宅を建てても問題はありません。
議長	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
会長代理	別にありません。
議長	それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。 (質問なし)
議長	ないようですので、採決に移ります。 議案第6号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議長	議案第6号の番号3は、全員賛成にて可決を致します。 次にまいります。議案第7号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>議案書 1 4 ページをお開きください。</p> <p>議案第 7 号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について上記について、次のとおり提出する。 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求める。</p> <p>(番号 1 を読み上げる)</p> <p>あっせん委員 北原委員、上田委員</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図、 2 2 ページをご覧ください。</p> <p>(番号 2 を読み上げる)</p> <p>あっせん委員 山口委員、持山会長</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図、 2 3 ページをご覧ください。</p> <p>(番号 3 を読み上げる)</p> <p>あっせん委員 倉掛委員、行武勇吉委員</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図、 2 4 ページをご覧ください。</p> <p>(番号 4 を読み上げる)</p> <p>あっせん委員 行武芳明委員、井上委員</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図、 2 5 ページをご覧ください。</p> <p>以上、ご提案申しあげます</p>
議 長	<p>議案第 7 号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、何か、ご質問はありませんか。</p>
議 長	<p>借り手の話し合いが出来ているところはありますか。</p>
事務局	<p>番号 1, 2, 4 については、借り手、金額について、ある程度見込みがあります。番号 3 については、未決定です。</p>
2 番	<p>売買価格について、値段が安いなら買いますが、 6 0 ～ 7 0 万だと厳しいです。額を低くすると、周りから言われるので、買えないです。</p>
議 長	<p>価格をあまり下げると周囲に影響が出てきますよね。</p>
2 番	<p>地主は安くてもいいので売りたいと言われます。</p>
議 長	<p>相方の同意があれば、多少安くてもいいと思われれますので、あっせん委員の方お願いします。</p>
議 長	<p>他に、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第 7 号 に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第 7 号は、全員賛成にて可決を致します。次にまいります。</p> <p>以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。</p> <p>続きまして、次第 5、次第 6、次第 7 を順に事務局より説明及び進行をして下さい。</p>

事務局	次第5 その他
事務局	次第6 今後の日程について
事務局	次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願い致します。
会長代理	これもちまして、第3回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。
	11:30 終了